

# 東大阪市住工共生まちづくり審議会の会議の公開等に関する規約

## (趣旨)

第1条 この規約は、東大阪市住工共生まちづくり審議会規則（平成25年東大阪市規則第62号。以下「規則」という。）第5条に規定される会議について、その公開に関し必要な事項を規則第8条の規定に基づき定めるものとする。

## (会議の公開の基準等)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

（1） 東大阪市情報公開条例（平成11年東大阪市条例第1号）第6条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当する事項についての審議が行われる場合

（2） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認める場合

2 会議の公開又は非公開の決定は、審議会の会長（以下「会長」という。）が決定する。

## (傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10名以内とし、会議を開催する会場の規模等を考慮し会長が決定する。

## (公開及び傍聴の手続き等)

第4条 会議を開催するにあたっては、会議開催予定日7日前までに、次に掲げる事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。

（1） 会議の名称

（2） 開催日時

（3） 開催場所

（4） 議題

（5） 傍聴人の定員

（6） 傍聴手続

（7） 問い合わせ先

（8） その他必要な事項

2 傍聴人を決定する方法については、原則として会議開催当日の開始30分前から行う受付の先着順とする。

## (傍聴席へ入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1） 銃器その他危険なものを持っている者

（2） 酒気を帯びていると認められる者

（3） 異様な服装をしている者

（4） 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

（5） 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者

（6） 前各号のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

## (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。

（1） 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2） 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

（3） はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

（4） 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。

（5） 飲食又は喫煙しないこと。

（6） みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

（7） 携帯電話機等は電源を切ること。

（8） 前各号のほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

## (傍聴人への資料の配付)

第7条 傍聴人に対しては、会議資料を配付するものとする。ただし、会議資料のうち不開示情報が記載されているものを除く。

## (撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を

得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 会議を非公開とする決定があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規約に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議結果の公表)

第12条 審議会は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる事項を市のホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 会議の出席者

(5) 議題

(6) 会議の公開又は非公開の別

(7) 傍聴人の数

(8) 会議資料

(9) 議事の概要

2 会議資料に不開示情報が記載されている場合においては、可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、運営上必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規約は、平成25年11月1日から施行する。